

# ワーケーション推進にかかるプロモーション及びマッチング業務委託

## 参加仕様書

### 1 業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大によりテレワークが普及するなか、アフターコロナ時代の新しい働き方・ライフスタイルとして、リゾート地や地方でテレワークを行うワーケーションが注目されている。

三重県では、関係人口の増加による県内経済の活性化や地域課題の解決、移住の促進につなげることを目的として、首都圏等都市部の企業や個人が県内の自然豊かな環境で安全・安心かつ快適に仕事ができるワーケーションの受け入れを推進している。

本県にはワーケーション受け入れに意欲的な市町や民間事業者が多くあり、ウェブサイトモデルプランや施設情報等を発信しているところであるが、さらに三重県でのワーケーションの魅力を広く発信し、来県を促進するとともに、これら受入側とワーケーションに関心がある企業・個人とのマッチングを促進することを目的として、本業務を実施する。

### 2 委託業務の概要

- (1) 案件名           ワーケーション推進にかかるプロモーション及びマッチング業務委託
- (2) 業務内容       別添「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間       契約日から令和4年3月25日（金）まで

### 3 契約上限額

9, 250, 450円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たすこと。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者

又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと

- (5) 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること

## 5 質問の申請及び回答に関する事項

- (1) 本件に関する質問がある場合は、次のとおり文書により行うこと。なお、質問は当該業務委託にかかる条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等には回答しない。

なお、質問申請書を電子メールで送信した場合は、必ず電話で着信確認をすること。

- ①申請期限 令和3年9月2日（木）12時まで（必着）
  - ②提出場所 下記18に示す所属
  - ③提出方法 質問申請書（第4号様式）をFAXまたは電子メールにより提出
  - ④受信の確認 質問を送信したときは、下記18に示す連絡先まで電話で受信確認をすること
- (2) 質問内容に対する回答は、令和3年9月7日（火）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書提出前には質問内容に対する回答ページを確認すること。

## 6 企画提案コンペの実施方法

- (1) 提案者は、下記7に示す書類を下記提出期限までに提出すること。本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書について、別に設置する「ワーケーション推進にかかるプロモーション及びマッチング業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案を1件選定する。

- (2) 書類の提出期限及び提出先

- ①提出期限 令和3年9月13日（月）12時まで（必着）
- ②提出場所 下記18に示す所属
- ③提出方法 郵送又は持参（電子メール、FAXによる提出は不可）
- ④受理の確認 書類を郵送したときは、下記18に示す連絡先まで電話で受理確認をすること

- (3) 第1次審査の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書による書類審査を行う。第1次審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

- (4) 第2次審査の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施する。審査結果は各提案者に通知する。

- ①実施日時 令和3年9月22日（水）午前（予定）
- ②実施方法 ウェブ会議システム（Zoom）
- ③プレゼンテーションは提案者本人が行う。ただし、事前に委任状（第2号様式）を提出

し、プレゼンテーションについて代理人に委任しているときは、その代理人によるものとする。

- ④プレゼンテーション審査は、質疑応答を除き1者あたり15分程度を予定している。
- ⑤プレゼンテーションの詳細な時刻等については、別途調整のうえ各提案者に連絡する。
- ⑥プレゼンテーションは提出のあった企画提案書のみにより行う。
- ⑦第2次審査の結果は、プレゼンテーションに参加した全ての提案者に速やかに通知する。

## 7 提出を求める企画提案書等の内容

下記(2)から(4)までを1セットとし、紙(カラー印刷)で10部提出すること。(1)及び(5)は各1部提出すること((5)は該当する場合にのみ提出すること)。

指定しているものを除き様式は任意とする(原則A4サイズを使用すること。A3サイズによる折り込みも可とする)。

### (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)及び添付書類

①次に掲げる下記書類を1部添付すること。ただし、三重県入札参加資格者名簿(建設工事関係)登録者または三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は下記書類の提出を省略できる。

- ・【法人の場合】「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」(商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。)
- ・【個人の場合】「身分証明書」(身元証明書。本籍地市町村長証明のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。)及び「成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書」(東京法務局発行のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。)

②企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状(第2号様式)を添付すること。

③共同事業体により参加する場合は、代表者及び構成員全員についての添付書類を提出すること。

### (2) 企画提案書

①50頁以内、文字は11ポイント以上で作成し、両面印刷のうえページ番号を記載すること。また、長辺側を綴じること。

②仕様書に基づき、できる限り具体的かつ効果的な内容で提案すること。最優秀提案を選定後、県と協議のうえ、企画提案書に記載された内容を基に委託契約を締結する。

③企画提案書には下記について記載すること(順序は前後しても構わない)。

- ・プロモーション業務内容(ターゲット、活用する広報媒体等)
- ・マッチング業務内容(ターゲット、マッチング方法等)
- ・数値目標(マッチング件数)設定

- ・業務実施スケジュール
- ・業務実施体制
- ・過去5年間の類似業務の実施実績
- ・その他アピールポイント

※ 実現可能な内容を提案すること。実地イベントなど感染拡大により中止とする場合がある企画を提案する場合は、この場合の代案を合わせて提案すること。

### (3) 見積書（第5号様式）

- ①見積価格は、本業務の履行に要する全ての経費を含め記載すること。
- ②見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。なお、前記3に示した契約上限額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額であるため注意すること。
- ③費用の明細を可能な限り詳細に記載すること。

### (4) 参考資料

- ①提案者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な企業等を含む。）、沿革等を簡潔に記載したものを提出すること（自社パンフレット等でも可とする。）。
- ②共同事業体による提案の場合は、各構成員の組織概要に関する資料を提出するとともに、共同事業体の組織概要及び組織内の役割分担に関する資料も提出すること。

### (5) 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）

共同事業体による提案の場合にのみ提出すること。

## 8 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目により、企画提案書等を総合的に評価して選定する。

### (1) 戦略性（5点×2）

- ・業務の目的をふまえた具体的な提案となっているか。
- ・業務内容に沿った適切な数値目標の設定となっているか。

### (2) 企画性（プロモーション業務）（5点×2）

- ・ターゲットの設定は適切か。
- ・三重県でのワーケーションの魅力が伝わる内容となっているか。
- ・ワーケーション目的での来県を促進するような効果的な手法を提案しているか。

### (3) 企画性（マッチング業務）（5点×2）

- ・ターゲットの設定は適切か。
- ・本県でのワーケーション実施につながる効果的な手法を提案しているか。

### (4) 計画性（5点）

- ・実施スケジュールは無理のない内容となっているか。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえた提案となっているか。

(5) 実施体制 (5点)

- ・県からの指示に対して、迅速で柔軟な対応が可能な実施体制となっているか。

## 9 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者にあつては、県が別途指定する期限までに以下の書類を提出すること。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」(その3未納税額のない証明用)(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。(その3の2)または(その3の3)でも可。)
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。)
- (3) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに(1)及び(2)の提出または提示ができない者にあつては「申立書」(第6号様式)

## 10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- (3) また、三重県会計規則(平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (5) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 11 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 12 委託料の支払方法及び時期

契約条項の定めるところによる。

### 1 3 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 1 4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 1 5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ①断固として不当介入を拒否すること
  - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
  - ③発注所属に報告すること
  - ④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより受託業務の遂行等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)②または③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### 1 6 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

### 1 7 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。また、提出された書類の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで企画提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない（該当部分について個別に協議する。）。

### 1 8 企画提案コンペ・契約に関する事務を担当する課・班

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 三重県営業本部担当課 営業推進班 佐藤、加藤

電話：059-224-2386、FAX：059-224-3024、電子メール：eigy@pref.mie.lg.jp